

日本の金融制度における 消費者金融の位置と役割

伊 東 眞 一

はじめに

I 我が国金融制度における消費者金融專業会社の位置づけ

II ノンバンクの機能と消費者金融の関係

おわりに — 日本版ビッグバンとのかかわり —

はじめに

住宅金融会社（いわゆる住専）を巡る不良債権問題が一段落し、わが国の金融行政の方向性は金融システムの改革へと流れが移行しつつある。そのひとつが経済審議会行動計画委員会金融ワーキンググループが96年10月17日にとりまとめた「わが国金融システムの活性化のために」と題する報告書であり、これを受けた形で発足したノンバンク問題懇談会による「自由化に伴うノンバンクへの新たな指導・監督の在り方の検討」である。また11月11日には経済審議会行動計画委員会金融ワーキンググループの報告書を「日本版金融ビッグバン」として、抜本的改革を2001年までに取り行うことを橋本首相が表明するなど、金融システム改革は急速に進みつつある。

わが国の金融制度は戦後復興のための資金融通を円滑に行うため、様々な業務規制・慣行及び専門金融機関といった棲み分けが行われてきたが、昭和50年代の大量国債発行、昭和60年代からの金融の国際化にそった金融自由化に伴い、旧来のシステムと金融自由化の整合性が弱まるに従って、多くの問題が噴出するに至り、新たな金融システムが求められるようになってきた。そこで、本論文では、わが国の金融制度の中で消費者金融專業会社がどのように位置づけられているのか、また

その機能について、概観してみたい。

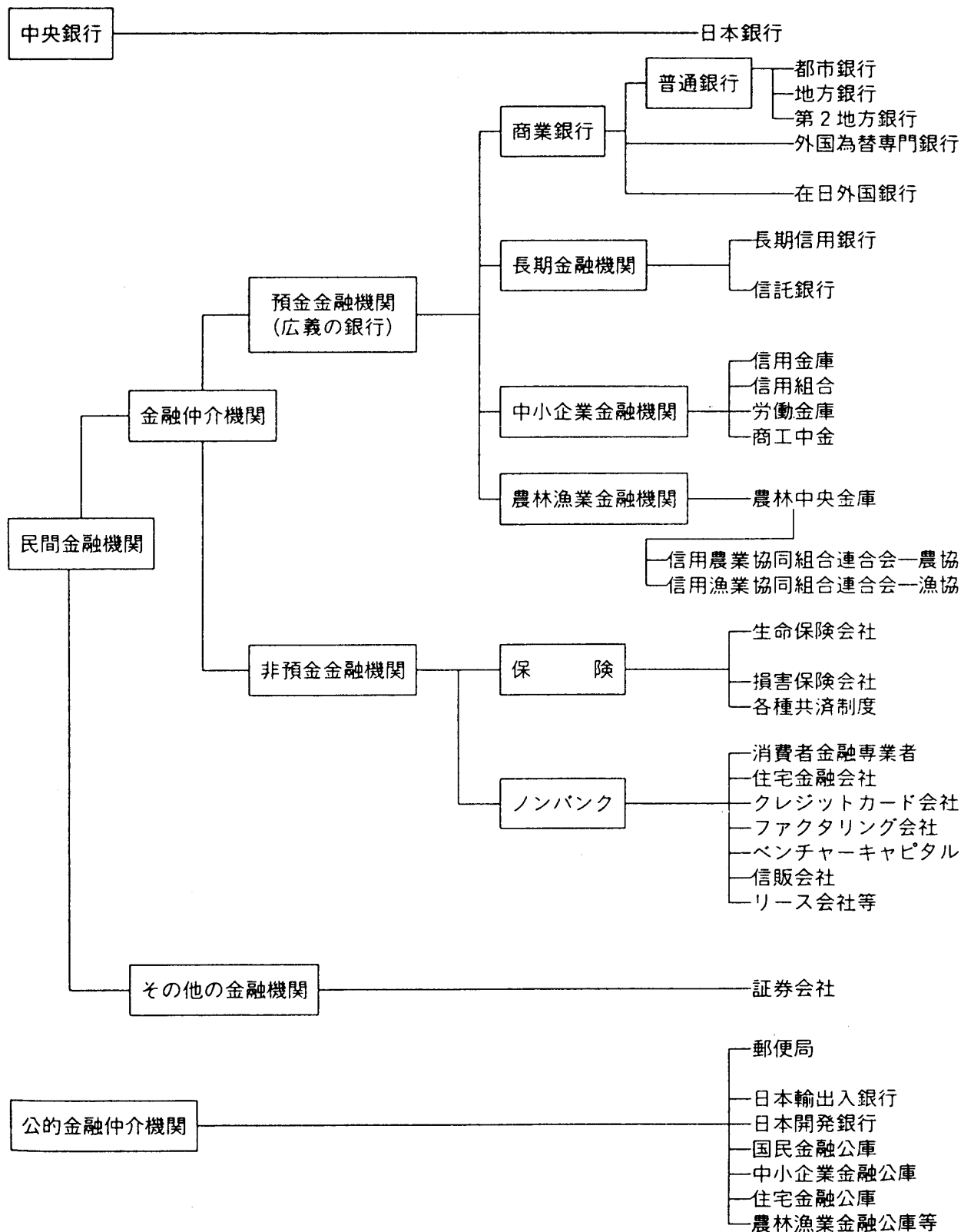
I 我が国金融制度における消費者金融專業会社の位置づけ

図表1を用いて、わが国金融制度を概観することにしよう。わが国の各種金融機関は大別すると「中央銀行」「民間金融機関」「公的金融仲介機関」の3種に分けることができる。「中央銀行」は「発券銀行」「銀行の銀行」「政府の銀行」として機能しており、またこれらの機能を通じて「金融政策の担い手」としてわが国の経済の適切な発展を図るために公定歩合政策を始めとした金融政策を実施している。

「公的金融仲介機関」は、わが国の民間金融機関の機能を補完するものとして機能している。代表的なものとしては「郵便局」「日本輸出入銀行」「日本開発銀行」等があり、これらの公的金融仲介機構を通じて資金が政府部門（具体的には「財政投融資」）に吸収され、政府はこれらの資金を民間部門に出資・貸付・債券引受などの形で投融資活動を行っている。

「民間金融機関」は間接金融の担い手としての「金融仲介機関」と直接金融の担い手としての「その他の金融機関」（具体的には「証券会社」など）に分けることができる。間接金融とは、最終

図表1 日本の各種金融機関



出所) 神木良三他 (1994) 『やさしい金融・資本市場論』 京都: 晃洋書房より、転載

的な貸し手に対して間接証券を発行し資金を調達する一方、最終的借り手が発行する本源的証券を購入して、最終的貸し手から最終的借り手に資金を移転する金融の方法のことである。一方直接金融とは最終的借り手が発行する本源的証券を最終的貸し手が直接購入して資金を提供する金融の方法であり、間接金融と直接金融の最も異なる点は、直接金融では最終的貸し手は最終的借り手のリスクをそのまま引き受けるのに対して、間接金融では本源的証券と間接証券のリスクが異なるため、最終的貸し手は本源的証券とは異なるリスクを引き受けることとなる、という点である。

さて「金融仲介機関」は預金業務が行えるか否かによって「預金金融機関」と「非預金金融機関」に分けられる。この預金金融機関のうち当座勘定を取り扱うことにより「預金通貨」を創造することができるものを「銀行」と定義している。この預金通貨を創造する銀行は信用創造機能を有しており、貨幣流通量すなわちマネー・サプライ管理には重要な位置を占めており、その管理方法の手段として法定準備率操作が利用される。従って預金金融機関は、金融政策の効果波及媒体として重要な位置を占めており、故に我が国経済活動をコントロールするための重要な媒体として、これまで「護送船団方式」とよばれるまでに保護されるとともに、その与信活動等には多数の規制が存在していたといえよう。また銀行は日銀からの融資を受けることが可能であり、従って日銀のラストリゾート機能を十分に享受することができるため、非常にリスクの小さい金融機関としてとらえられる。このことが我が国において「金融機関」といえば「銀行」を指すかの如き印象を与えることとなったのである。なお、「預金金融機関」は短期の金融を取り扱うものとして「商業銀行」が存在しており、一方、長期の金融を取り扱うものとして「長期金融機関」（長期信用銀行や信託銀行）が存在しており、わが国の金融制度の特徴のひとつである「長短金融分離」を形成している。また「預金金融機関」はその融資対象のリスクの違いから「中小企業金融機関」や「農林漁業金融機関」といった「専門金融機関」も存在している。

「非預金金融機関」は、預金を受け入れずに融資業務を行う金融機関を言う。このうち「保険」に関しては「保険業法」によって免許制がとられ

ているため、後述の「ノンバンク」とは分けて考えられるのが一般的である。「保険」は不慮の事故によって生じる経済的損失を補うために、多数の者が一定の基準によって計算された金銭を拠出し、事故が発生した場合に契約された金銭の支払いを受ける制度⁽¹⁾であり、「生命保険」と「損害保険」があり、特に証券市場で機関投資家としてその動向が注目されている。

「ノンバンク」は正式には「ノンバンク・バンク」といわれ、前述のように銀行法に規定される預金業務や為替業務等を取り扱わないで、貸付や手形割引業務等を主として行う金融機関であり、銀行・証券・生損保などの免許制の金融機関とは異なり、貸金業法に基づく登録のみによって営業を行っているものである⁽²⁾とされる。貸金業法とは「貸金業の規制等に関する法律」のことであり、同法第三条において「貸金業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所または事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては大蔵大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。」とされており、図表2にみる通り、大蔵大臣への登録を行っている者は1996年3月末で1,327業者、都道府県知事への登録を行っているものは31,619業者、合計32,946業者となっている。この数字は図表2で見ると通り、1985年の47,699業者をピークとして年々減少傾向にあるが、貸金業

図表2 貸金業法に基づく登録済件数

	財務局	知事	合計
1984年3月末	1,195	44,728	45,923
1985年3月末	1,128	46,571	47,699
1986年3月末	1,140	44,887	46,027
1987年3月末	1,111	35,825	36,936
1988年3月末	1,152	36,900	38,052
1989年3月末	1,269	35,958	37,227
1990年3月末	1,304	34,878	36,182
1991年3月末	1,343	35,930	37,273
1992年3月末	1,366	35,066	36,432
1993年3月末	1,467	32,750	34,217
1994年3月末	1,465	33,056	34,521
1995年3月末	1,310	32,435	33,745
1996年3月末	1,327	31,619	32,946

出所) 全国貸金業協会連合会『平成7年版貸金業白書』より作成。

図表3 貸付残高を有する業者数

	1989年3月末	1990年3月末	1991年3月末	1992年3月末	1993年3月末	1994年3月末	1995年3月末
消費者向け無担保貸金業者	8,707	8,443	7,974	7,718	7,244	6,902	6,798
消費者向け有担保貸金業者	1,589	1,526	1,465	1,449	1,293	1,245	1,217
消費者向け住宅向け貸金業者	113	117	112	125	128	131	144
事業所向け貸金業者	5,517	5,532	5,414	5,382	5,115	5,017	4,839
手形割引業者	2,297	2,172	2,128	1,942	1,802	1,578	1,575
クレジットカード会社	123	144	194	192	197	198	197
信販会社	136	112	139	135	138	139	139
流通・メーカー系会社	308	279	322	311	297	300	300
不動産関係会社	1,597	1,153	1,697	1,661	1,625	1,518	1,511
質屋	1,986	1,673	1,614	1,539	1,388	1,281	1,287
リース会社	208	202	233	217	220	221	218
日賦貸金業者	426	396	519	644	739	838	999
合計	23,007	21,749	21,811	21,315	20,186	19,368	19,224

出所) 図表2に同じ。

法の施行及び出資法に基づく最高金利限度の規制強化に伴って、廃業に追い込まれた会社が多かったことによる。

このうち貸付残高を有する業者数は、図表3にみるように1995年3月末で19,224業者（大蔵省調べ）と、登録業者数の約60%にすぎない。図表1において、ノンバンクは以上のように分類されるが、消費者金融業は消費者信用市場を担う業者としても分類されており、図表4のように分類されるのが一般的である。消費者信用市場は「販売信用市場」と「消費者金融市場」に大別され、さらに消費者金融専門業者は消費者金融市場のうちの消費者ローンを取り扱う業者14種のうちのひとつにすぎない。

もともと消費者金融はノンバンク市場の一部を取り扱う金融機関に過ぎず、従って金融政策上重要な地位を占める銀行（特に商業銀行）とは異なり、金融政策・金融行政上重要な位置に残念ながら位置づけられることなく、今日に至っているといえる。

II ノンバンクの機能と消費者金融の関係

ノンバンクは、上記のように、間接金融市場において活動する金融機関であるが、その機能は図表5のように、間接金融市場をさらに補完する存在として位置づけられている。すなわち、既存の金融機関からみてノンバンクは赤字主体に対して迂回融資を行う手段として考えることができる。銀行がノンバンクを通じて迂回融資を行う理由としては、次の5つのケースが考えられている⁽³⁾。

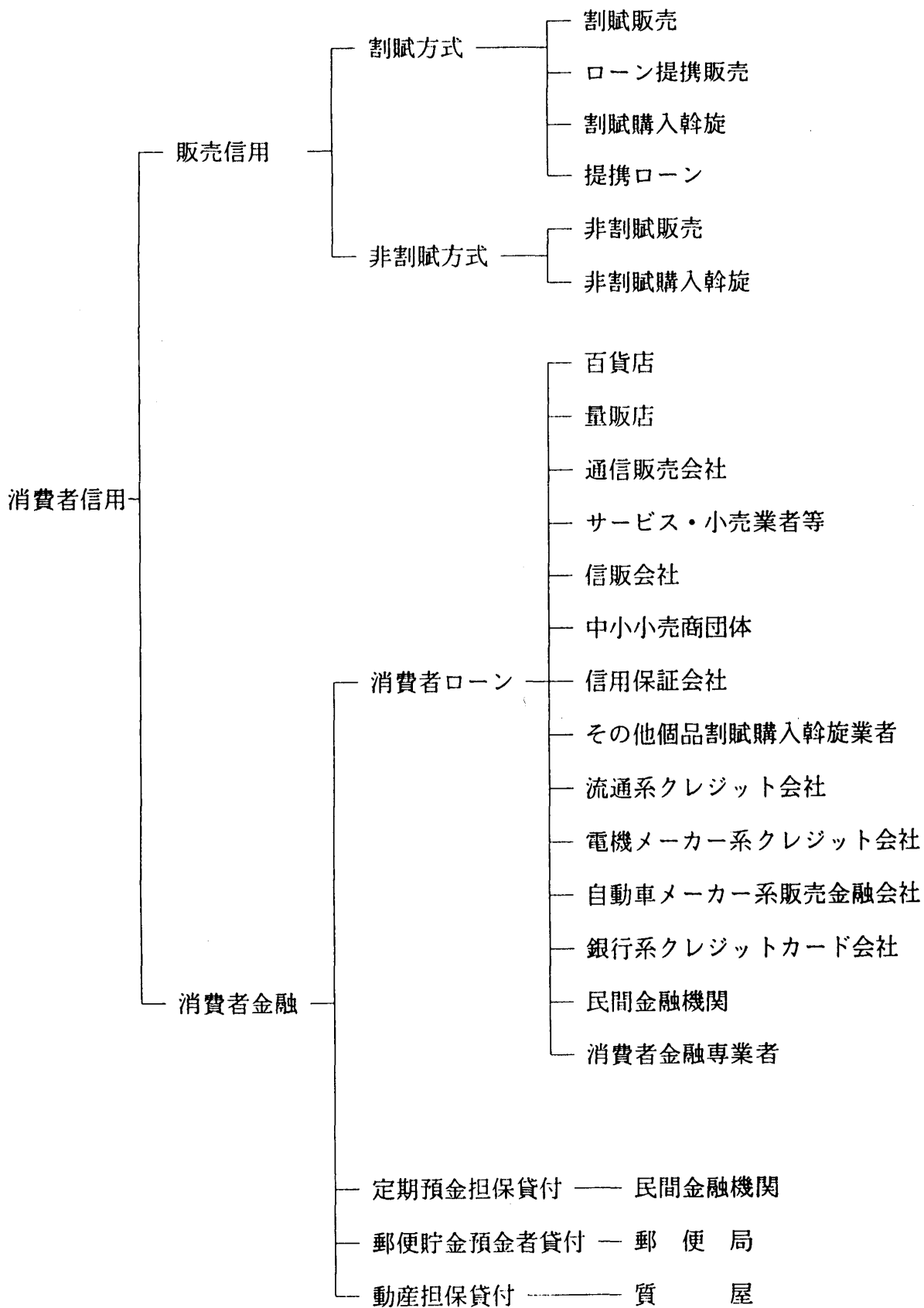
(1) 既存の金融機関は、融資リスクを十分に反映した貸出金利を實際上付けることができないが、ノンバンクからの貸出金利には貸倒れリスク分を上乗せできる場合。

- (2) 既存の金融機関では貸出審査にあまりにもコストがかかるために、融資ができない場合。
- (3) 既存の金融機関では融資分野が政策によって制限されている場合。
- (4) 既存の金融機関には店舗規制があるため、店舗を増やして貸出を増大させたくてもできない場合。
- (5) リスク大きな融資既存の金融機関本体で行うとあまりにも危険であると判断し、リスクの遮断を目的として融資をノンバンクを通じて実施する場合。

以上、のような場合が考えられているが、これらのうち、(1)と(5)はリスク管理として、(3)と(4)は融資の総量規制として考えることができる。従ってノンバンクは、①リスクの問題、②審査コストの問題、③融資規制の問題、の3つのケースに際して間接金融を補完する部門として存在することとなる。このうち、③の融資規制については1991年6月27日に日本銀行が、金融自由化の進展や厳しい経営環境の下、金融機関の与信活動の面で量的横並び意識が後退し、各行の経営判断が十分加味されるようになっており、金利機能が従来以上に効果的に働く傾向が強まっているとして、窓口規制を廃止したため、表面的には①と②の場合にノンバンクの存在が必要となる。

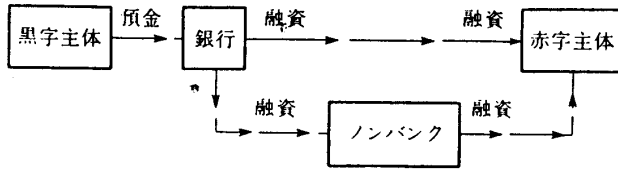
さて、消費者金融については、一般的には企業金融に比較してリスクが高いと考えるのが普通である。なぜならば、企業金融は投資として利用される場合には、貸付資金が回収資金を生む特徴を持つものに対して、消費者金融は消費者の消費部分に対する融資であり、従って自らの所得あるいは貯蓄の取り崩しによってからのみ返済資金が調達できないからである。故に業績の悪い企業には、追加投資資金を投入することによって、業績の回

図表4 消費者信用業界における消費者金融会社の位置づけ



出所) (1995)『消費者金融専門界の動向と実態 日本消費者金融協会広報基礎資料』より転載

図表5 ノンバンクと銀行の関係



出所) 堀内昭義・吉野直行編 (1992)『現代日本の金融分析』
東京：東京大学出版会より転載

図表6 消費者ローン金利

社名	種類等	実質年利(%)
富士銀行	カードローン	8.375
さくら銀行	カードローン	8.625
東京三菱銀行	カードローン	9.000
第一勧業銀行		9.025
三和銀行	カードローン50万円型	9.050
住友銀行	カードローン	9.150
三和銀行	カードローン10万円型	13.750
ジャックス	カードローン・リボ	17.400
ライフ	メールローン	24.000
ジャックス	キャッシング・リボ	24.360
オリコ	カードローン	25.000
プロミス		25.550
セントラルファイナンス	フリーローン	25.550
イオンクレジットサービス	キャッシング	25.600
日本信販	消費者ローン	25.800
セントラルファイナンス	キャッシング、1回	27.000
武富士		27.375
日本信販	キャッシング、1回	27.600
DCカード	キャッシング	27.800
UCカード	キャッシング	27.800
JCBカード	キャッシング	27.800
アコム		28.470
ダイエー-OMC	キャッシング、1回、リボ	28.800
オリコ	キャッシング、1回	28.800
三洋信販		29.000

出所) 石井洋平「どこまで続く急成長 消費者金融のナゾ」『月刊金融ビジネス』通巻138号、より作成。

復を期待することが可能であるが、消費者金融の場合はそのような効果は期待できず、むしろそのような追加的融資は多重債務問題・自己破産増加の問題を引き起こす可能性を有する。従って、リスクが高い分だけ消費者金融は金利が高くなるを得ず、図表6に見られるように超低金利の時期にもかかわらず高い金利となっている。さらに業態間において格差がみられ、都市銀行8~14%、信販大手17%より、消費者金融専業社25.55%よりとなっている。しかしこれは各業態によって集

客・受付方法及び審査方法、対象者条件といった要件において差が存在しており、例えば表7に見るように、都市銀行はその集客が系列・提携・取引先企業の職域勧誘型中心であり、預金口座開設が必要で、しかも保証会社の保証が受けられる人といった社会的に信用度が高い消費者のみを対象としているのに対して、消費者金融専業社は集客は好立地多店舗ウェイティング方集客を主流とし、基本的には無担保無保証となっているため、都市銀行に比して非常にリスクが高い顧客をも対象としている結果、利子率が高くなると考えることができる。故に消費者金融専業者は既存金融機関の迂回融資先として活用されると考えられる。

そこで、図表8でノンバンクの代表的会社として消費者金融専業者(アコム、プロミス)、信販会社(日本信販、日立クレジット)、リース会社(オリックス)の5社について1995年3月期及び96年3月期の資金調達状況を比較してみよう。これによると日立クレジットを除いた4社は銀行等からの短期・長期借入金の割合が約80~98%となっており、間接金融補完型の資金調達を行っていることがわかる。そこで、図表9でさらに各社の都市銀行及び長期信用銀行からの借入の割合をみると、信販会社の日立クレジットが約34%、日本信販が約42%、またリース会社のオリックスも約26%と高い割合を示しており、銀行特に大銀行と呼ばれる金融機関とのつながりが非常に強いことを示している。一方消費者金融専業者であるアコムは約15%、プロミスは19%と、消費者金融専業者は他の業態と比較して、非常に低い値を示している。またノンバンク各社の系列を示したものが図表10であるが、信販会社やリース会社は何らかの企業集団に所属しているのに対して、消費者金融専業者は独立系であることが特徴づけられる。これらのことから信販業やリース業はノンバンクの機能であるリスク回避のための迂回融資機能が働いていることが十分に理解される。しかし消費者金融専業者については、大銀行と呼ばれる金融機

図表7 業態別消費者ローン

	銀行等の金融機関	銀行系のクレジット会社	信販会社	流通関連会社	消費者金融専業者
集客・受付方法	系列、提携取引先企業の職域勧誘型中心 テイクワンボックス、DMによる郵送申込受付 銀行支店内での申込受付	加盟店ショッピング時の勧誘 テイクワンボックスによる郵送申込受付	加型店ショッピング時の勧誘 テイクワンボックスによる郵送申込受付	自社及びグループ店舗内での勧誘 DMによる郵送申込受付	マス媒体による集客告知 好立地多店舗ウェイティング型集客 郵送申込受付実施
審査方法	非対面集中書面審査型(一律与信額設定方式)			一部対面審査	対面審査個別与信型
必要期間	約3週間	約1ヶ月	約2-3週間	約1か月	約30-40分
貸付上限金額	200万円	キャッシング20万円 カードローン:100万円	キャッシング:20-50万円 カードローン:200-300万円	30万円	50万円
貸付期間	1年	キャッシング:25-55日 カードローン:1年		キャッシング:25-55日 カードローン:1-5年	3年

関の比率が低いことから、迂回融資機能が他業態と比較して弱いといえよう。

そこで、次に消費者金融専門業者のみの資金調達内容について、アコム、プロミス、三洋信販、ニッシン、クレディアの5社について詳細にみとめることにしよう。まず図表11で各社の借入先を比較すると、アコム・プロミス・三洋信販といった大手は「生命保険会社」や「信託銀行」、「長期信用銀行」が上位にあり、特に全国展開を見せるアコムとプロミスは「信託銀行」と「生命保険会社」で7割前後の資金を調達していることが特徴的である。一方ニッシン、クレディアの中規模会社は「その他」（特にノンバンク）を中心とし、「地方

銀行・第2地方銀行」の割合が高いのもその特徴である。すなわち中規模の消費者金融専門業者は間接金融補完をさらに補完している側面が強い。またニッシン、クレディアに三洋信販を加えて、地方展開を中心に業務を行っている3社に共通する特徴としては、地方銀行・第2地方銀行からの借入が多いことが特徴と言えよう。すなわちこれらの会社が地域密着型の消費者金融業を展開していると言うことができ、大手と中小の棲み分けが自然と出来上がっているのが、消費者金融専門業者の特徴ということができる。

消費者金融専門業者はノンバンクバンクとして位置づけられ、その機能も間接金融の補完、特にリ

図表8-1 ノンバンク各社の資金調達状況（単位：百万円）

	アコム			プロミス			日本信販			日立クレジット			オリックス		
	95年3月期	96年3月期	合計	95年3月期	96年3月期	合計	95年3月期	96年3月期	合計	95年3月期	96年3月期	合計	95年3月期	96年3月期	合計
短期借入金	106,932	215,495	322,427	44,092	78,485	122,577	485,321	588,364	1,073,685	75,516	41,371	116,887	2,647,108	3,604,791	6,251,899
割引手形			0			0			0			0			0
CP		31,500	31,500			0			0	130,000	124,000	254,000		252,100	252,100
長期借入金	227,864	251,176	479,040	163,725	219,447	383,172	132,158	264,204	396,362	3,200	4,250	7,450	298,775	172,065	470,840
社債発行			0		10,000	10,000			0	25,000	40,270	65,270	20,000	110,000	130,000
増資			0			0			0			0			0
その他			69	69		69	48,000	76,500	124,500			0		1,005,400	1,005,400
合計	334,796	498,171	832,967	207,886	307,932	515,818	665,479	929,068	1,594,547	233,716	209,891	443,607	2,965,883	5,144,356	8,110,239

図表8-2 ノンバンク各社の資金調達割合

	アコム			プロミス			日本信販			日立クレジット			オリックス		
	95年3月期	96年3月期	合計	95年3月期	96年3月期	合計	95年3月期	96年3月期	合計	95年3月期	96年3月期	合計	95年3月期	96年3月期	合計
短期借入金	31.94%	43.26%	38.71%	21.21%	25.49%	23.76%	72.93%	63.33%	67.33%	32.31%	19.71%	26.35%	89.25%	70.07%	77.09%
割引手形	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
CP	0.00%	6.32%	3.78%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	55.62%	59.08%	57.26%	0.00%	4.90%	3.11%
長期借入金	68.06%	50.42%	57.51%	78.76%	71.26%	74.28%	19.86%	28.44%	24.86%	1.37%	2.02%	1.68%	10.07%	3.34%	5.81%
社債発行	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	3.25%	1.94%	0.00%	0.00%	0.00%	10.70%	19.49%	14.71%	0.67%	2.14%	1.60%
増資	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
その他	0.00%	0.00%	0.00%	0.03%	0.00%	0.01%	7.21%	8.23%	7.81%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	19.54%	12.40%
合計	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

出所) 各社「有価証券報告書総覧」より作成。

図表9 消費者金融・信販会社・リース会社の都銀・長銀借入の割合

	アコム	プロミス	日立クレジット	日本信販	オリックス
さくら銀行	0.86%	1.59%	0.64%	3.49%	4.65%
三菱銀行	0.00%	0.00%	1.89%	2.87%	1.60%
住友銀行	0.35%	0.00%	0.00%	1.98%	0.19%
富士銀行	0.35%	0.40%	6.58%	4.56%	2.08%
三和銀行	0.00%	0.00%	6.58%	7.02%	7.88%
第一勧業銀行	0.00%	0.00%	6.64%	2.66%	1.11%
東海銀行	0.73%	1.67%	2.75%	5.56%	1.34%
大和銀行	0.78%	0.63%	0.00%	0.04%	0.32%
あさひ銀行	0.00%	0.00%	0.00%	0.16%	0.00%
北海道拓殖銀行	1.36%	0.77%	0.00%	0.16%	0.00%
東京銀行	0.00%	0.00%	2.08%	1.19%	0.30%
日本興業銀行	0.00%	0.00%	5.60%	3.64%	5.17%
日本長期信用銀行	10.80%	14.37%	0.58%	6.63%	0.71%
日本債券信用銀行	0.00%	0.00%	0.96%	2.04%	1.05%
都市銀行合計	4.44%	5.06%	27.16%	29.68%	19.47%
長期信用銀行合計	10.80%	14.37%	7.14%	12.32%	6.93%
総借入金	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

出所) 『週刊東洋経済 企業系列総覧'97』第5390号より作成。

図表10 ノンバンクの系列

会社名	系列名	会社名	系列名
アコム	木下一族色	セントラルファイナンス	東海銀系
プロミス	神内家色	アプラス	三和色
三洋信販	椎木オーナー経営	リコーリース	リコー
日栄	松田一族経営	東京リース	一勤直系
三洋電機クレジット	三洋電機	オリックス	三和色
日本信販	みどり会	住商リース	住友系
ジャックス	東京三菱・富士銀色	ダイヤモンドリース	東京三菱系
オリエントコーポレーション	一勤色、三金会会員	中道リース	中道機械
日立クレジット	日立	九州リースサービス	福岡シティ銀・日本リース
ライフ	長銀系	セントラルリース	東海銀行系

出所) 図表8に同じ。

図表11-1 消費者金融事業者の借入先(単位:百万円)

	アコム			プロミス			三洋信販			ニッシン			クレディア		
	短期借入金	長期借入金	合計	短期借入金	長期借入金	合計	短期借入金	長期借入金	合計	短期借入金	長期借入金	合計	短期借入金	長期借入金	合計
都市銀行	13,500	24,151	37,651	4,500	27,460	31,960	300	1,000	1,300	90	578	668	0	0	0
長期信用銀行	0	91,662	91,662	5,600	85,148	90,748	2,200	5,999	8,199	0	1,474	1,474	0	494	494
信託銀行	44,574	326,032	370,606	12,600	154,204	166,804	2,800	3,178	5,978	0	2,503	2,503	0	1,531	1,531
地銀・第2地銀	29,760	34,378	64,138	18,000	9,923	27,923	10,410	12,600	23,010	1,130	9,226	10,356	2,653	6,288	8,941
信用金庫	0	2,000	2,000	500	500	1,000	0	0	0	100	391	491	400	890	1,290
信用組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200	1,179	1,379	0	0	0
生命保険	0	198,380	198,380	0	258,057	258,057	0	15,230	15,230	0	5,465	5,465	300	4,092	4,392
損害保険	0	38,056	38,056	0	41,705	41,705	0	1,400	1,400	0	5,678	5,678	0	692	692
在日外国銀行	28,000	500	28,500	10,531	2,000	12,531	0	0	0	300	0	300	0	0	0
その他	3,000	0	3,000	0	1,000	1,000	0	0	0	600	24,811	25,411	0	21,565	21,565
合計	118,834	715,159	833,993	51,731	579,997	631,728	15,710	39,407	55,117	2,420	51,305	53,725	3,353	35,552	38,905

図表11-2 消費者金融事業者の借入先の割合

	アコム			プロミス			三洋信販			ニッシン			クレディア		
	短期借入金	長期借入金	合計	短期借入金	長期借入金	合計	短期借入金	長期借入金	合計	短期借入金	長期借入金	合計	短期借入金	長期借入金	合計
都市銀行	11.36%	3.38%	4.51%	8.70%	4.73%	5.06%	1.91%	2.54%	2.36%	3.72%	1.13%	1.24%	0.00%	0.00%	0.00%
長期信用銀行	0.00%	12.82%	10.99%	10.83%	14.68%	14.37%	14.00%	15.22%	14.88%	0.00%	2.8%	2.74%	0.00%	1.39%	1.27%
信託銀行	37.51%	45.59%	44.44%	24.36%	26.59%	26.40%	17.82%	8.06%	10.85%	0.00%	4.88%	4.66%	0.00%	4.31%	3.94%
地銀・第2地銀	25.04%	4.81%	7.89%	34.80%	1.71%	4.42%	66.26%	31.97%	41.75%	46.69%	17.98%	19.28%	79.12%	17.69%	22.98%
信用金庫	0.00%	0.28%	0.24%	0.97%	0.09%	0.16%	0.00%	0.00%	0.00%	4.13%	0.76%	0.91%	11.93%	2.50%	3.32%
信用組合	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	8.26%	2.30%	2.57%	0.00%	0.00%	0.00%
生命保険	0.00%	27.74%	23.79%	0.00%	44.49%	40.85%	0.00%	38.65%	27.63%	0.00%	10.65%	10.17%	8.95%	11.51%	11.29%
損害保険	0.00%	5.32%	4.56%	0.00%	7.19%	6.60%	0.00%	3.55%	2.54%	0.00%	11.07%	10.57%	0.00%	1.95%	1.78%
在日外国銀行	23.56%	0.07%	3.42%	20.36%	0.34%	1.98%	0.00%	0.00%	0.00%	12.40%	0.00%	0.56%	0.00%	0.00%	0.00%
その他	2.52%	0.00%	0.36%	0.00%	0.17%	0.18%	0.00%	0.00%	0.00%	24.79%	48.36%	47.30%	0.00%	60.66%	55.43%
合計	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

出所) 各社「有価証券報告書総覧」より作成。

スクの高い消費者金融を行うことにより、既存の金融機関とは別組織としてリスク遮断の機能を担っているわけであるが、他のノンバンクと異なり、独立系として運営されており、会社の営業展開方法によって借入先も異なっていることがその特徴と言えよう。

おわりに ー日本版金融ビッグバンとのかかわりー

第1節で述べたように、わが国の金融制度のうち、民間金融機関は「間接金融・直接金融」という視点から大別することができ、預金の取り扱いの有無によって「預金金融機関」と「非預金金融機関」に分けて考えることができるが、わが国の金融制度の特徴はその他にも、「銀行・信託分離」「銀行・証券分離」「証券・投信分離」等の特徴を持っている。これらのシステムは高度成長期には必要資金を企業に迅速に融通するために非常にうまく働いていたが、昭和50年頃からの金融自由化の流れのなかであって、不都合が生じてきている。昭和50年代の金融自由化は「国債の大量発行」により金融市場、特に公社債市場の整備によって自由化が進み、昭和60年代には「金融の国際化」という流れのなかで、わが国の金融制度・慣行を国

際水準に鞏寄せする形で自由化が進んできた。また1992年には「金融制度改革関連法案」が成立し、その後「子会社方式」によって銀行・信託銀行・長期信用銀行・証券会社等の相互参入が実現している。また96年から保険業についても生保・損保の子会社方式による相互乗り入れがスタートしている。そして近年の金融自由化の流れは、バブル崩壊不況を経て、不良債権問題や株価低迷による金融機関全般の経営不振に対処するため、規制緩和の促進という形で進められてきている。その代表的な例としては、株価不振に対するための証券市場改革であったり、証券投資信託の規制緩和であった。そして規制緩和に基づく金融システム改革は、最も重要な段階、すなわち「2001年日本版金融ビッグバン」の段階へと移行しつつある。

日本版金融ビッグバンとは、前述のように経済審議会行動計画委員会金融ワーキンググループがとりまとめた「わが国経済システムの活性化のために」と題する報告書に盛り込まれている金融システムの改革案のことであり、バブル崩壊で疲弊しているわが国の金融システムの改善と、近年世界中で進みつつある金融システムの改革と金融産業の競争力の強化に歩調を合わせることによって、

「健全で安定した金融システム」と「効率的で革新的な金融システム」の構築をその目標として、「幅広い競争の実現」「資本取引の自由化」「規制・監督体制の見直し」等の手段を用いて行われる金融システムの大改革のことである。そして、具体的には図表12に掲げられている改革項目を予定されている実施時期までに行うこととなっている。

このような改革案のなかで、消費者金融業と関連する項目は、「幅広い競争の実現」の「1. 業務分野規制の撤廃 (5)リース・クレジット会社による資金調達にかかわる制限の撤廃」という項目である。これは96年11月より開かれている大蔵省銀行局長の私的勉強会である「ノンバンクに関する懇談会」における重要な検討事項の一つでもある。現在ノンバンクは「出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律」第2条第3項において「主として金銭の貸付の業務を営む株式会社（銀行及び証券取引法（昭和23年法第25号）第2条第13項に規定する証券金融会社を除く。）が、社債の発行により、不特定且つ多数の物から貸付資金を受け入れるときは、業として預り金をするものとみなす。」とされており、これに伴う規制によって、ノンバンクがCP及び社債で調達した資金を貸付資金に充てることは禁止されており、CPは金銭貸付以外に、また社債は自社設備投資等固有固定資産の取得資金に限定され、また運用についても貸付金への運用の禁止されている。

上記のように我が国のノンバンクは資金調達面からは非常に厳しい規制がかけられており、従って第2節でみたように、ほとんどのノンバンク、特に消費者金融業者では、ほぼ全額を資金調達は銀行からの短期借入及び長期借入に依存せざるを得ない状況にある。また信用力の弱い中小業者では都銀や長信銀及び信託銀行、保険会社といった全国展開をみせる金融機関からの借入は非常に困難となり、従って地銀等の地域金融機関及びその他のノンバンクからの融資に頼らざるを得ない状況となっているといえるであろう。しかし資金調達方法が銀行借入一辺倒に偏っていたことが、住宅金融専門会社の資金繰りを悪化させた一因でもあり、母体行責任、貸付金融機関責任という、異質な責任問題を生んだ背景にもなっているといえる。すなわちノンバンクには、資本の側面からの子会社という拘束のみならず、業務を行うため

図表12 講ずべき施策と実施時期

講ずべき施策	実施時期		
	97年度	98年度	99年度
第2章 幅広い競争の実現			
1. 業務分野規制の撤廃			
(1) 銀行・証券・信託の業態別子会社の業務分野規制の撤廃	○		
(2) 生・損保及び保険業とその他金融業との相互参入	○		
(3) 普通銀行等による金融債発行の自由化の環境整備		○	
(4) 金融商品の販売に関する規制緩和			
ア 有価証券の販売等に関する規制緩和	○		
イ 保険商品の販売に関する規制緩和	○		
ウ 規制緩和に当たっての留意点	○		
(5) リース・クレジット会社による資金調達に係る制限の撤廃			
ア 社債・CP発行に係る制限の撤廃	○		
イ 債権流動化に係る制限の撤廃	○		
(6) 預金取扱金融機関外への一部決済サービス提供機能の開放	○		
(7) 金融機関の業務運営等に係るその他の規制等の撤廃	○		
2. 金融持株会社の解禁			
(1) あらゆる形態の金融持株会社の解禁	○		
(2) 株式保有の制限の維持等	○		
3. 証券取引法の改正と資産管理・運用サービス業の導入			
(1) 証券取引法の抜本的改正			○
(2) 資産管理・運用サービス業の導入			○
(3) 弊害防止措置の必要性	○		
第3章 資産取引の自由化			
1. 資本市場の機能向上			
(1) 取引コストの削減			
ア 有価証券に係る売買委託手数料の完全自由化	○		
イ 有価証券取引税の廃止等証券税制の抜本的見直し	○		
(2) 取引所外での取引の一層の自由化等			
ア 取引所外での取引の一層の自由化		○	
イ 店頭登録市場の改革	○		
ウ 未登録・未上場株式への投資に係る規制緩和	○		
(3) 新たな金融技法の導入促進			
ア デリバティブ市場の育成とリスク管理体制の整備の促進		○	
イ 資産流動化手法の多様化		○	
(4) 社債発行・流動市場の改革	○		
(5) ストックオプション制度の一般的導入		○	
2. 資産運用及び金融商品設計規制の緩和・撤廃			
(1) 保険会社の資産運用及び保険商品に係る商品設計規制の緩和・撤廃			
ア 保険会社の資産運用に係る規制の緩和	○		
イ 保険商品に係る商品設計規制の緩和	○		
ウ 損害保険料算出団体制度の見直し	○		
(2) 企業年金に係る規制の撤廃等			
ア 「5・3・3・2規制」等資産運用規制の撤廃	○		
イ 年金給付設計の弾力化等	○		
(3) 証券投資信託の資産運用等に係る規制の緩和・撤廃等			
ア 集中投資の制限の撤廃	○		
イ 私保有有価証券等に対する運用規制の撤廃	○		
ウ 証券投資信託約款の個別承認制度から届出制への移行	○		
エ 会社型証券投資信託の導入に向けての環境整備			○
(4) 商品ファンドの運用等に係る規制の緩和・撤廃			
ア 商品ファンドの運用資産構成に関する規制の緩和・撤廃	○		
イ 最低販売単位規制の撤廃	○		
3. 外国為替管理制度的抜本的な改正	○		
第4章 規制・監督体制の見直し			
1. 破綻処理の制度的基盤整備			
(1) 預金取扱金融機関の破綻処理の制度的基盤整備			
ア 信用組合以外の預金取扱金融機関の破綻処理への対応	○		
イ 破綻処理の透明化	一部○	○	
ウ 可変保険料率の導入		○	
(2) 保険会社の破綻処理の制度的基盤整備		○	
1. ルール型行政への転換		○	
(2) 情報開示	○		
(3) 時価会計の導入		○	
3. 金融業における競争政策の強化	○		

出所)「わが国金融システムの活性化のために」より転載。

の貸付資金の調達の側面からも銀行等の子会的存在としてしか活動できない状態が続いており、独立色の強い消費者金融専門業者でも同様の問題を抱えている。すなわち銀行が貸付資金の回収に方向転換を行った場合、代替資金調達方法がないことから生ずるトラブルが予想されている。もと

もと消費者金融専門家は図表11にみるように長期借入・長期運用が主体であるので、銀行資金の引き上げは業界にとって大打撃となるのみならず、銀行借入金の返済及び新規貸付資金調達のために、借り手に対する無理な回収、すなわち貸金業法の規制の形骸化につながるような悪質な回収方法が行われる可能性を否定することはできず、これまで業界全体で取り組んできた業界イメージの改善努力を無に帰させる重要な問題を発生させるおそれがある。銀行は資金調達源として預金、CD、金融債発行の他にも、コール市場、手形市場等のインターバンク市場をはじめとして多くの短期金融市場に参入できるのみならず、ラストリゾート

としての日銀借入手段をもっており、従って業務の安定性が確保されている。しかし消費者金融専門家はかような代替資金調達源を持っていないことは、今後の業務の安定性に問題を残すこととなるのである。

もともと昭和50年代からスターとした金融自由化のコンセプトは、リスク管理を「規制主体」から「市場主体」へと移行させることであった。そうであるからには、ノンバンクにとって重要な項目の一つである資金調達方法の多様化は、消費者金融専門家の経営安定化、及び消費者金融専門家に対する消費者の理解にとって、早急に行わなければならない規制緩和項目であるといえる。

(注)

- (1) 神木良三他著『やさしい金融・資本市場論』晃洋書房、1994年、115-116頁。
(2) 吉野直行「ノンバンクの機能と金融政策」堀内昭義・

- 吉野直行編『現代日本の金融分析』東京大学出版会、1992年、249頁。
(3) 詳細については、同上、255-262頁参照。

参考文献

- 阿達哲雄監修(1996)『最新 消費者信用』東京：経済法令研究会
石井洋平(1996)「どこまで続く急成長 消費者金融のナゾ」『月刊金融ビジネス』通巻138号
神木良三他(1994)『やさしい金融・資本市場論』京都：晃洋書房
日本銀行金融研究所(1995)『新版 わが国の金融制度』東京：日本銀行金融研究所
堀内昭義・吉野直行編(1992)『現代日本の金融分析』東京：東京大学出版会
前田真一郎(1996)「ノンバンク業界の展望」『財界観測』第61巻第8号
「検証！2001年金融ビッグバンの行方」『月刊金融ビジネス』通巻140号